

# 福岡県公報

平成29年6月13日  
第3900号

## 目次

### 告示 (第418号 - 第419号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 1
- 公 告**
- 平成29年度クリーニング師試験の実施 (生活衛生課) ..... 1
- 平成29年度製菓衛生師試験の実施 (生活衛生課) ..... 3
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) ..... 4
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) ..... 5
- 福岡県漁業調整規則に基づく聴聞の期日における審理の公開 (漁業管理課) ..... 6
- 国土調査法に基づく地籍調査事業計画の一部変更 (農山漁村振興課) ..... 6
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) ..... 7
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 7
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) ..... 7
- 公安委員会**
- 技能検定員審査の実施について (警察本部運転免許試験課) ..... 8

## 告 示

### 福岡県告示第418号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年6月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那珂	一 国 道	385号	前	筑紫郡那珂川町大字別所1261番2先から筑紫郡那珂川町道善五丁目60番1先まで	22.1 ～ 82.1	2,140.0
			後	筑紫郡那珂川町大字別所1261番2先から筑紫郡那珂川町道善五丁目60番1先まで	22.1 ～ 82.1	2,140.0

### 福岡県告示第419号

道路法 (昭和21年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年6月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年6月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
那珂	385号	筑紫郡那珂川町西隈三丁目173番1先から筑紫郡那珂川町西隈三丁目237番5先まで

## 公 告

### 公告

平成29年度クリーニング師試験を次のように実施する。

平成29年6月13日

福岡県知事 小川 洋

## 1 受験資格

試験は、次のいずれかに該当する者が受験することができる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

## 2 試験

## (1) 方法

試験は、筆記試験及び実技試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

## ア 筆記試験

衛生法規に関する知識

公衆衛生に関する知識

洗濯物の処理に関する知識

## イ 実技試験

洗濯物の処理に関する技能（繊維の鑑別、しみの種類及びしみ抜き方法の鑑別）

## (2) 日時及び場所

日	時	科目	場所
平成29年9月4日 (月曜日)	午後1時00分～ 午後2時15分	衛生法規に関する知識 公衆衛生に関する知識 洗濯物の処理に関する知識	福岡市博多区吉塚本町13番 50号 福岡県吉塚合同庁舎 8階803号会議室
	午後2時40分～ 午後4時30分	洗濯物の処理に関する技能	

## 3 受験手続及び受付期間

## (1) 受験の申込方法

ア 受験願書一部に次に掲げる書類及び写真（申込前6月以内に撮影した上半身、

無帽、正面向き、縦5cm横4cmのもので、裏面に氏名を記入したもの）並びに受験手数料7,000円を添え、県内に住所地又は就業地を有する者は、当該住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所（北九州市にあっては、小倉北区及び八幡西区は保健所、それ以外の区は各区保健福祉課、福岡市にあっては各区保健福祉センター、大牟田市及び久留米市にあっては保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。）へ、県外に住所地及び就業地を有する者は、直接福岡県保健医療介護部生活衛生課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「生活衛生課」という。）へ提出すること。

(ア) 履歴書 1部

(イ) 受験票・写真台帳 1部

(ウ) 受験資格のあることを証明する書類 1部（卒業証明書、卒業証書の写し又は厚生労働大臣が交付するクリーニング師受験資格認定書の写し。ただし、郵送により提出する場合は、卒業証明書に限る。）

イ 受験手数料7,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

ウ 郵便により受験を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

## (2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成29年7月3日（月曜日）から同月19日（水曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、北九州市及び大牟田市の保健所又は各区保健福祉課にあっては午前8時30分から午後5時00分まで、福岡市の各区保健福祉センターにあっては午前9時00分から午後5時00分まで）とする。

イ 郵便による受験申込みは、平成29年7月19日（水曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## 4 合格発表

合格者の受験番号は、平成29年9月26日（火曜日）午前9時00分に発表する。発表は、各保健福祉環境事務所等及び生活衛生課に掲示して行うとともに、県ホームページに掲載することによって行う。

## 5 その他

- (1) 受験手続その他の問合せは、最寄りの保健福祉環境事務所等又は生活衛生課に対して行うこと。
- (2) 郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒（角形2号「定形外」）必ず同封すること。
- (3) 台風などにより、やむを得ず試験日程を変更する場合がある。

## 公告

平成29年度福岡県製菓衛生師試験を次のように実施する。

平成29年6月13日

福岡県知事 小川 洋

## 1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの
- (3) 昭和41年12月26日において、菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同日において3年を超えているもの又は同日後3年を超えるに至ったもの

## 2 試験

## (1) 方法

試験は筆記試験とし、試験科目は次のとおりとする。

- ア 衛生法規
- イ 公衆衛生学
- ウ 食品学
- エ 食品衛生学
- オ 栄養学
- カ 製菓理論

キ 製菓実技（和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか一科目を選択）

ただし、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者で、試験科目の免除を願い出るものについては、カ 製菓理論及びキ 製菓実技の試験を免除する。

## (2) 日時及び場所

日	時	科目	場所
平成29年9月1日 (金曜日)	午後1時00分から 午後3時00分まで (ただし、試験科目 の免除を受ける者 の試験時間は午後 1時00分から午後 2時30分までとする。)	衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論 製菓実技	福岡市博多区吉塚本町13番 50号 福岡県吉塚合同庁舎 8階803号会議室

## 3 受験手続及び受付期間

## (1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に、次に掲げる書類（オの書類の提出については、試験科目の一部免除を願い出る場合に限る。）、写真（出願前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦7センチメートル、横5センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの）1枚、受験票1枚及び受験申込手数料9,400円を添えて、県内に住所地、就業地又は就学地を有する者は、当該住所地、就業地又は就学地を管轄する保健福祉（環境）事務所（ただし、北九州市のうち小倉北区については北九州市保健所東部生活衛生課、八幡西区については同保健所西部生活衛生課、小倉北区及び八幡西区以外の区については各区保健福祉課、福岡市については各区保健福祉センター、大牟田市については大牟田市保健所、久留米市については久留米市保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。）、県外に住所地、就業地又は就学地を有する者は、福岡県保健医療介護部生活衛生課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「県庁生活衛生課」という。）へ提出すること。

ア 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類（中学校卒業以上の

卒業証書の写し又は卒業証明書) 1部

(イ) 製菓業務従事証明書又は製菓衛生師養成施設において1年以上の製菓衛生師としての課程を修了したことを証する書類 1部

(ウ) 履歴書 1部

(エ) 戸籍抄本(出願前6月以内に発行されたもの) 1部

(オ) 菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格したことを証する書類 1部

イ 受験願書の用紙は、各保健福祉環境事務所等及び県庁生活衛生課で交付する。

郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、「製菓衛生師試験願書希望」と明記の上、宛先及び郵便番号を記入し、140円切手を貼った返信用封筒(角形2号、往復はがきが折らずに入る定形外郵便のもの)を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料9,400円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は受験しなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便とし、「製菓衛生師受験願書在中」と朱書きすること。

#### (2) 受付期間及び受付時間

ア 受験願書の受付期間は、平成29年7月3日(月曜日)から平成29年7月18日(火曜日)までとし、受付時間は午前9時00分から午後5時00分までとする。

イ 郵便による受験申込みは、平成29年7月18日までの消印のあるものに限り受け付ける。

#### 4 合格者の発表及び合格証書の交付

(1) 合格者の受験番号は、平成29年10月5日(木曜日)に発表する。発表は、各保健福祉環境事務所等及び県庁生活衛生課に掲示するほか、県ホームページに掲載して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

#### 5 その他

(1) 台風の到来等により、平成29年9月1日に試験の実施が困難となったときは、各保健福祉環境事務所等及び県庁生活衛生課から各受験者に電話連絡をする。

(2) 受験手続その他の問合せは、最寄りの保健福祉環境事務所等又は県庁生活衛生課

に対して行うこと。

#### 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年6月13日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 届出年月日

平成29年5月29日

#### 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパーセンタートライアル柳川西蒲池店

(2) 所在地 柳川市西蒲池173番1 外

#### 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

##### (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社トライアルカンパニー	代表取締役 永田 久男	福岡市東区多の津一丁目12番2号

##### (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社トライアルカンパニー	代表取締役 永田 久男	福岡市東区多の津一丁目12番2号

#### 4 大規模小売店舗を新設する日

平成30年2月28日

#### 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,738平方メートル

#### 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物東側	186
合計	186

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物東側	56
合計	56

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
荷さばき施設 No. 1 建物北側	120
荷さばき施設 No. 2 建物北側	40
合計	160

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
廃棄物等保管庫施設 No. 1 建物内西側	18.48
廃棄物等保管庫施設 No. 2 建物内北側	9.00
廃棄物等保管庫施設 No. 3 建物内北側	6.67
合計	34.15

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間営業

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2か所	建物敷地東側

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年6月13日

福岡県知事 小川 洋

## 1 届出年月日

平成29年5月29日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称)ドラッグコスモス久留米荘島店

(2) 所在地 久留米市荘島町1番22の一部

## 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

## (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

## 4 大規模小売店舗を新設する日

平成30年1月30日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,491平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物敷地東側	50
合計	50

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物敷地東側	10
建物敷地北側	5
合計	15

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物南東側	27.0
合計	27.0

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内東側	6.21
合計	6.21

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前9時00分	午後10時00分

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分～午後10時30分

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2か所	建物敷地北東側、建物敷地南東側

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

公告

福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第48条第4項の規定に基づき聴聞の期日における審理を次のとおり公開するので、公告する。

平成29年6月13日

福岡県知事 小川 洋

- 不利益処分根拠となる法令の条項  
福岡県漁業調整規則第48条第1項及び第50条第1項
- 聴聞の期日及び場所  
平成29年7月3日 午前10時00分  
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁北棟4階  
海区漁業調整委員会室
- 傍聴の方法  
傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。
- 聴聞に関する問合せ先  
福岡県総務部行政経営企画課法務班  
電話番号092-643-3028  
郵便による場合の宛先  
郵便番号812-8577（福岡県庁）

## 公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、平成29年度における地籍調査事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第5項の規定により公示する。

平成29年6月13日

福岡県知事 小川 洋

## 変更前

調査を行う者の名称	調査期間
柳川市	平成29年4月1日から平成29年5月31日まで
大川市	〃
みやま市	〃

## 変更後

調査を行う者の名称	調査期間
柳川市	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
大川市	〃
みやま市	〃

## 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2（法第14条の6において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成29年6月13日

福岡県知事 小川 洋

## 1 処分を受けた事業者

## (1) 名称

株式会社針谷商店

## (2) 所在地

兵庫県宝塚市山本丸橋一丁目12番15号

## (3) 代表者

代表取締役 針谷 昌宏

## 2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

## 3 処分の年月日

平成29年5月17日

## 4 処分の理由

株式会社針谷商店は、平成29年4月10日午後5時に神戸地方裁判所伊丹支部から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イに該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により小竹町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

平成29年6月13日

福岡県知事 小川 洋

筑豊広域都市計画下水道の変更（小竹町決定）（平成29年4月24日小竹町告示第41号）

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年6月13日

福岡県知事 小川 洋

## 1 落札に係る契約の名称

横断検索システム賃貸借契約

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

## (1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

## (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

## 3 落札を決定した日

平成29年5月18日

## 4 落札者の氏名及び住所

## (1) 氏名

株式会社 J E C C

## (2) 住所

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

## 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

88,899,120円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成29年4月7日

**公安委員会**

**福岡県公安委員会告示第173号**

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のように公示する。

平成29年6月13日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

技能検定員審査

2 審査に係る運転免許の種類

法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。

ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽（けん）引第二種免許を除く。

3 審査の方法

規則第4条第1項又は同条第2項に規定する審査方法によって実施する。

4 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所	審査種別
平成29年7月20日（木曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	知 識	福岡市中央区天神四丁目4番27号 ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会	
平成29年7月21日（金曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで			

日 時	技 能	場 所	審査種別
平成29年7月24日（月曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで		糟屋郡志免町王子 一丁目28番16号 博多の森ドライビングスクール	普通二種
平成29年7月25日（火曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで		朝倉市一木59番地4 甘木自動車学校	大型・中型・準中型 大型特殊 大型普通 二輪牽引 大型第二種 中型第二種

5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

- 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）
- 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し
- 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る免許の種類	審査手数料
大型免許、中型免許及び準中型免許	23,100円
普通免許	19,650円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	14,500円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	21,700円

- 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面
- ※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。  
郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、82円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。
- ※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は



行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から平成29年7月11日（火曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から平成29年7月11日（火曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 その他

- (1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。
- (2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証を受けていること。
- (3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の2第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続等の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811-1392

所在地 福岡市南区花畑四丁目7番1号

電話番号 092-566-2892